不法投棄の現場

排出事業者が行った事例



解体業者H社は、平成8年頃から他社の解体単価の7~8割の安価で解体を請け負い、解体に伴い発生した建設系廃棄物を自己所有地(自宅の敷地と親戚所有の近隣農地)で保管し、県からの再三にわたる指導を無視。

保管している廃棄物の撤去に応じないため、県は、平成18年7月に 全量撤去を命じる措置命令を発出。

同月に県警が行為者を不法投棄で逮捕(平成19年5月に有罪確定。 懲役刑2年・執行猶予3年、罰金刑100万円)

処理業者が行った事例

産業廃棄物収集運搬業(木くず、がれき類、汚泥、廃プラ等8品目)、 処分業(木くず等の焼却、がれき類の破砕)の許可を取得し、産業廃 棄物の処理を行っていたB社は、平成2年頃には、中間処理施設の 敷地内に、約80,000 m³の建設系産業廃棄物を堆積させた。

市は、数十回にわたり行政指導を行ったが、B社は撤去指導に従うと主張しつつ、敷地内での堆積と並行し、隠蔽目的で隣接地に覆土しながら産業廃棄物をさらに埋め立てていた。

平成16年3月に不法投棄事案として発覚。平成17年に有罪が確定(法人:罰金刑1億円、実質的経営者:懲役刑3年8ヶ月、罰金1千万円)。



処理業者が行った事例



県は、頻繁に行政指導を行ったが、平成13年には廃油類が入ったドラム缶等が2000本を超える状況となった。

その後平成14年にE社取締役(行為者)が死亡し、E社も 破産したため、大量の廃油等が放置されたまま現在に至っ ている。

産業廃棄物処理業者及び排出事業者 が行った事例

産業廃棄物収集運搬業、産業廃棄物処分業を取得して 産業廃棄物の処理を行いながら、自ら解体業を行ってい たG社は、平成元年頃から解体業から発生した自社廃棄 物と処理業として受託した産業廃棄物を、平成11年頃か ら、中間処理施設敷地内に保管し、徐々に堆積させた。

県は改善命令 を発したが、可 行せず、許可 失効。平成18 年夏には、堆境 廃棄物から現る。 が発生し、現る。



無許可業者が行い、土地所有者が関与()した事例

「関与」とは、単に行為者に土地や倉庫を貸与した場合なども広く含まれ、不法投棄に加担している場合に限定されない。

M産業は、平成16年頃から、借りた複数の倉庫に、硫酸ピッチ、スラッジ、廃タイヤ、建設系混合廃棄物、廃プラスチック類等の大量の産業廃棄物を搬入。廃タイヤ等の一部を売却して有価物と偽装し、硫酸ピッチやスラッジを、大量の廃タイヤ等で覆い隠蔽を図っていたが、平成17年に発覚、有罪確定(懲役刑4年10ヶ月、罰金刑500万円)。硫酸ピッチについては行政代執行により撤去。

倉庫所有者の一部は、廃棄物を搬入していたとは知らなかったと主張して、県も、行為者に加担した明確な事実の確認ができないため、倉庫所有者に措置命令を発出していない。



産業廃棄物処理の構造改革

産業廃棄物の構造的問題

廃棄物=不要なもの



無責任状態での経済原則

処理コスト負担の動機付けがない

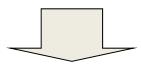
安かろう悪かろうの処理

悪貨が良貨を駆逐 (優良業者が市場の中で優位に立て ない)

不法投棄など不適正処理の横行

産業廃棄物に対する 国民の不信感の増大

処理の破綻



環境負荷等の悪影響

構造を転換

累次の廃棄物処理法改正 に基づく構造改革

〇排出事業者責任の徹底

- ・マニフェスト制度の強化
- ・原状回復命令の拡充
- 〇不適正処理対策
- ・処理業者·施設の許可要件 の強化
- ·罰則強化 (懲役5年、罰金1億円)
- ○適正な処理施設の確保
- ・廃棄物処理施設設置手続きの 強化・透明化
- ・優良な施設整備の支援
- ・公共関与による補完 (廃棄物処理センター)

PPP(汚染者負担原則) に基づくあるべき姿

廃棄物=不要なもの



自己責任が伴う中での経済原則

排出事業者が最後まで責任を持つ

確実かつ適正な処理

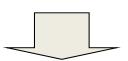
排出事業者が優良業者を選択 (悪質業者が市場から淘汰される)



安全・安心できる適正処理の実現

産業廃棄物に対する 国民の信頼の回復

循環型社会の構築



将来世代にわたる 健康で文化的な生活の確保

排出事業者が自ら保管を行う場合

排出事業者が、事業活動に伴い生じた廃棄物を自ら保管する場合は、大きく考

えて以下の場合に分けられる。

排出事業者の事業所の構内

自ら保管する場所

排出事業者の事業 所の構外 自社の資材置場

その他

排出事業者は、産業廃棄物処理基準、産業廃棄物保管基準に従い、 生活環境保全上支障のないように保管しなければならない。

- 保管場所
- ① 周囲に囲いが設けられていること、
- ② 見やすい箇所に、産業廃棄物保管場所であること・保管する産業廃棄物の種類・管理者の氏名と連絡先などを表示した縦横60センチ以上の掲示板を設けること
- 飛散流出等の防止措置
 - ① 汚水が生じるおそれがある場合、排水溝等の設備を設け、底面を不浸透性の材料で覆うこと
- ② 屋外で容器を用いず保管する場合、一定の高さを超えないようにすること
- 衛生管理

ねずみ・蚊・はえ等の害虫が発生しないようにすること

■ 収集運搬・処分に伴い保管する場合、数量制限

収集運搬に伴う保管:1日当たりの平均的搬出量の7日分の数量を超えないこと 処分に伴う保管:処理施設の1日当たりの処理能力の14分の数量を超えないこと